

(健 I 151)
令和2年10月2日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「児童生徒等の脊柱側弯症の早期発見について（周知依頼）」の
送付について

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、脊柱側弯症については、早期に発見し治療することが重要であることから、文部科学省では『児童生徒等の健康診断マニュアル』において保健調査票の様式に「家庭でできる姿勢の検査」等を示し活用を周知していますが、学校において十分活用されていない例もあることから、学校保健安全法施行規則第11条※に規定する保健調査を実施する場合、各家庭での確認を促すように、文部科学省から教育委員会等に対し文書が発出されました。

この度、文部科学省より各都道府県医師会への周知方依頼が添付のとおりありました。

つきましては、別添の資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしく願います。

なお、今回、文部科学省は、学校現場への発出とともに日本PTA全国協議会等を通じ各家庭で留意されるよう保護者への呼び掛けの文書発出していることを申し添えます。

※学校保健安全法施行規則第11条（保健調査）

法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

学校保健法第13条（児童生徒等の健康診断）

学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 1 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の脊柱側弯症の早期発見について（周知依頼）

このたび、別添の通り教育委員会等宛に「児童生徒等の脊柱側弯症の早期発見について」（令和 2 年 9 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）を発送しました。

つきましては、御了知の上、貴会会員方に周知いただきますようお願いいたします。

（別添）

「児童生徒等の脊柱側弯症の早期発見について」（令和 2 年 9 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

本件連絡先：

文部科学省

初等中等局教育局

健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

【別添】

事務連絡

令和2年9月17日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の脊柱側弯症の早期発見について

脊柱側弯症については、早期に発見し治療することが重要であることから、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）において、保健調査票の様式に「家庭でできる姿勢の検査」等を示し、活用について周知してきたところです。

これらが学校において十分活用されていない例もあることから、学校保健安全法施行規則第11条に規定する保健調査を実施する場合に、別紙の例のように家庭でのチェックポイント等を分かりやすく示し、各家庭での確認を促してくださるよう、改めてお願いします。

なお、公益社団法人日本PTA全国協議会等に対し、各家庭でも留意されるよう保護者の方々へ呼び掛けていただくよう事務連絡を発出していることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構事務局におかれては所管の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

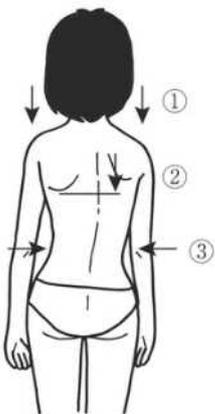
健康教育・食育課 保健指導係

TEL:03-5253-4111 (内線 2918)

保健調査票の例として「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂」で示している家庭での脊柱側弯症のチェック項目

家庭でできる姿勢の検査

立位検査



前屈検査

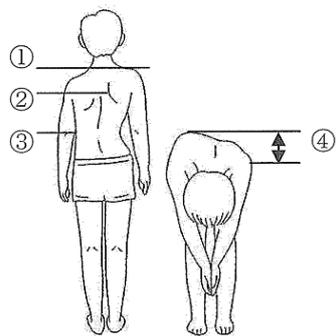


脊柱側弯症の早期発見のためにご家庭でもチェックをお願いします。

* 四つのポイント *

- ① 両肩の高さの違い
- ② 両肩甲骨の位置、高さの違い
- ③ 脇ラインの左右非対称
- ④ 前屈したときの、背面(肋骨及び腰)の高さの違い

※「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂」(公益財団法人日本学校保健会) 17 ページより抜粋

1) 脊柱側弯症…早めの発見を	保護者記入欄	学校医記入欄
	<p>4つのチェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 両肩の高さに差がある ② 両肩甲骨の高さ・位置に差がある ③ 左右の脇線の曲がり方に差がある ④ 前屈した左右の背面の高さに差がある 	<ul style="list-style-type: none"> ① 疑い ② 経過観察

※同マニュアル 28 ページ(「運動器検診保健調査票」千葉県医師会作成)より抜粋

事務連絡
令和2年9月17日

公益社団法人日本PTA全国協議会
一般社団法人全国高等学校PTA連合会 御中
全国国立大学附属学校PTA連合会

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

脊柱側彎症の早期発見について

各団体におかれましては、日頃から家庭における教育や学校・家庭・地域の連携に積極的にお取り組みいただいておりますことに感謝申し上げます。

脊柱側彎症は、脊柱（背骨）が何らかの原因で左右に曲がってしまう病気です。男子にも見られますが、特に12歳前後の女子が多く発症し、9～10歳頃から注意して観察する必要がありますと言われてしています。

この病気は早期に発見し治療することが重要であることから、別添の事務連絡の通り、教育委員会等に対し、児童生徒等の健康診断において事前に保健調査（保護者に記入いただく健康に関する調査票）を実施する際に、家庭での脊柱側彎症のチェックポイント等を分かりやすく示し、各家庭での確認を促すよう、改めて依頼しました。

つきましては、各団体におかれては、貴管下の団体や会員である保護者の方々等に対し、各御家庭においても別紙を参考に、脊柱側彎症の早期発見に留意されるよう呼び掛けていただきたく、よろしくようお願い申し上げます。

（別添）

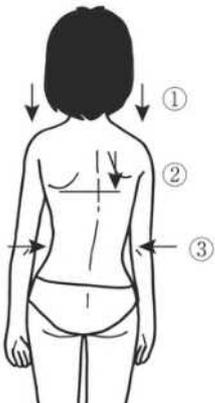
「児童生徒等の脊柱側彎症の早期発見について」（令和2年9月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

<本件連絡先>
文部科学省：03-5253-4111（代表）
初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

脊柱側弯症早期発見のための家庭におけるチェックシート（例）

家庭でできる姿勢の検査

立位検査



前屈検査

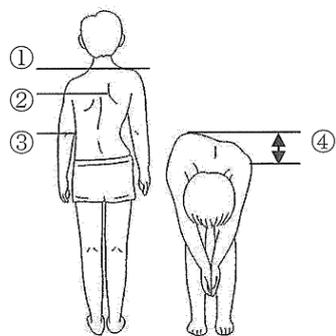


脊柱側弯症の早期発見のためにご家庭でもチェックをお願いします。

* 四つのポイント *

- ① 両肩の高さの違い
- ② 両肩甲骨の位置、高さの違い
- ③ 脇ラインの左右非対称
- ④ 前屈したときの、背面（肋骨及び腰）の高さの違い

※「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）17 ページより抜粋

1) 脊柱側弯症…早めの発見を	保護者記入欄	学校医記入欄
	<p>4つのチェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 両肩の高さに差がある ② 両肩甲骨の高さ・位置に差がある ③ 左右の脇線の曲がり方に差がある ④ 前屈した左右の背面の高さに差がある 	<ul style="list-style-type: none"> ① 疑い ② 経過観察

※同マニュアル 28 ページ（「運動器検診保健調査票」千葉県医師会作成）より抜粋